

大和市監査委員告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年6月28日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 中 村 一 夫

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- 2 監 査 対 象 市立病院
- 3 監査対象期間 令和5年4月～令和6年3月
- 4 監 査 年 月 日 令和6年6月28日
- 5 監 査 の 方 法 この監査は、大和市監査基準に従い、市立病院（病院総務課、医事課、経営戦略室）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 契約に関する事務
 - (3) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
 - (4) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (5) 切手の受払に関する事務
 - (6) 交際費の経理に関する事務
 - (7) 診療費用等の徴収に関する事務
 - (8) 診療費用等の還付に関する事務
 - (9) 人間ドック料金の徴収に関する事務
 - (10) 託児料・職員宿舍使用料の徴収に関する事務
 - (11) 貯蔵品の管理に関する事務
 - (12) 備品管理に関する事務
 - (13) 固定資産の取得・処分・減価償却に関する事務
 - (14) 企業債の整理に関する事務
 - (15) 被服の貸与に関する事務
 - (16) 看護師等奨学金貸付・返還免除に関する事務

- (17) 給料決定、退職手当支給、育児休業者・休職者の復職時調整に関する事務
- (18) 時間外勤務手当・特殊勤務手当支給に関する事務
- (19) 出勤票・休暇届に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
 - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

- 7 監査結果
- 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(病院総務課)

- 1 託児料・職員宿舍使用料の徴収に関する事務において、収益の計上をせず、使用料を徴収していないものがあった。
- 2 固定資産の取得・処分・減価償却に関する事務において、有形固定資産の年度末残高に誤りのあるものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。